

事 務 連 絡
令和元年 6 月 4 日

市内有料老人ホーム 施設長 様

神戸市保健福祉局長

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施の徹底について

標記のことについて、別添のとおり令和元年 5 月 31 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長から、本年 5 月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホームにおいて入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生したことを受けて、入居者への安否確認等の実施について、有料老人ホームの設置者に指導を徹底するよう通知がありました。

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日 1 回以上、安否確認等を実施し、今後このような事案が発生することを防止するため万全を期すようお願いします。

担当：神戸市保健福祉局高齢福祉部 高齢福祉課 施設整備係
電話 322-5226